

会津美里町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

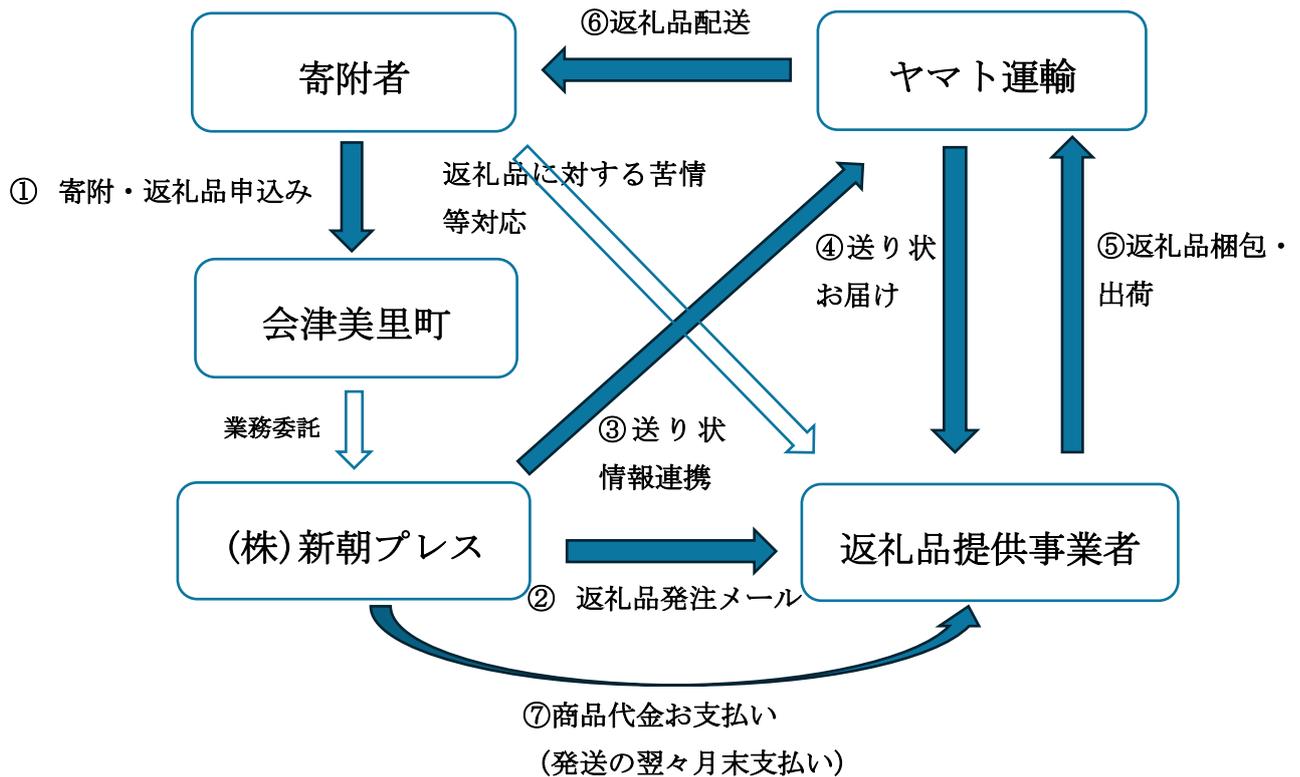
1. 目的

ふるさと納税（寄附）制度により会津美里町（以下「町」または「本町」）へ寄附をいただいた町外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、本町の魅力発信、地元特産品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

2. 事業概要

本町のふるさと納税は、寄附者が寄附金額に応じてふるさと納税返礼品サイト（本町HP、外部ふるさと納税サイト）から、希望する商品を自由に選択できる制度を採用しています。提供いただく商品が本町のふるさと納税の返礼品として認められた場合は、各サイトを通じて紹介します。

【事業フロー】



3. 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、この要件に適合していても、本町が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかがあり、町内で生産、

製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む。以下同じ。）を行っている法人、その他団体又は個人事業者（以下「事業者」をいう。）であること。ただし、町外の事業者で、町内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、町をPRしていると認められる場合は、この限りではない。

- (2) 町税等に未納がないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 会津美里町個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (6) 次のような取扱い（手続き）が可能であること。
 - ・ 発注や連絡のための手段（メールまたはFAX）があること。
 - ・ 発注により、寄附者へ直接発送を行うこと。
 - ・ 代金等の支払いで、口座振込ができること。
 - ・ 連絡先等の掲載（インターネットを含む）が可能であること。

4. 返礼品の要件

返礼品は、次の条件を満たす商品やサービスとします。

- (1) 会津美里町の特産品として認められる商品やサービスであること。
- (2) 町内で生産加工、製造、またはサービスの提供を行っているもの、もしくは町内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行っているものであること。また、本町の広報の目的で生産されたグッズ、その他これに類するものであること。
- (3) 生産者の意欲が強く、事業の継続性が認められるものであること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定・数量限定で生産可能な商品等も内容により可能とする。
- (5) 食品については、寄附者に商品到着後の賞味期限が保証されるものであること。
- (6) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネーポイント・マイル、通信料等）、資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車類等）及び価格が高額でないもの。
- (7) 町が指定する宅配業者により配送が可能な商品等であること。
- (8) 商品情報の開示が可能であること。

5. 返礼品の特記事項

- (1) 応募状況により、商品数を調整する場合があります。
- (2) 複数の事業者から同一商品等の申し込みがあった場合、製造元を優先します。

6. 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、会津美里町政策財政課へ持参、郵送またはメールにて提出してください。複数の返礼品を応募する場合は返礼品毎に別紙返礼品登録申請書を作成してください。なお、申請にかかる費用の一切は、返礼品提供事業者の負担とします。

[提出書類]

- (1) 返礼品提供事業者登録申請書及び返礼品登録申請書
- (2) 事業概要及び商品等の概要が分かる資料（パンフレット等）
- (3) 商品の写真や紹介動画

※写真等はデジタルデータでの提供をお願いします。

7. 返礼品提供事業者及び返礼品の決定

申込内容や企業活動等を総合的に判断し、決定します。結果については、当該申込者に通知します。ただし、本件に係る予算が成立しなかった場合は、その決定を取り消します。

8. 返礼品の追加

返礼品提供事業者として決定後、新たに返礼品を追加したい場合は、返礼品登録申請書に必要事項を記入し、関係書類を添え、会津美里町政策財政課へ持参、郵送またはメールにて提出してください。

9. その他留意事項

- (1) 登録された返礼品を変更又は辞退する場合は、1ヶ月前までに報告が必要となります。
- (2) 返礼品提供事業者は、この業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、十分に注意してください。なお、寄附者の個人情報をふるさと納税返礼品の送付以外の目的で使用することはできません。ただし、返礼品を発送する際に限り、当該返礼品等に係るパンフレット等を同封することは差し支えありません。
- (3) 返礼品に関する問い合わせ等については、寄附者と返礼品提供事業者とで対応してください。
- (4) 返礼品の提供に係る事故、品質等による保証、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに町へ報告してください。なお、品質等による保証については、返礼品提供事業者が行うこととします。
- (5) 登録された返礼品は、寄附者に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- (6) ふるさと納税制度及び返礼品については、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10. 申込・問い合わせ

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

会津美里町政策財政課財政係 ふるさと納税担当

TEL : 0242-55-1171 FAX : 0242-55-1139

E-mail : seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp